

平成29年第1回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成29年1月10日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第1回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は37名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 金堀 豊	29 番 井手 峯勝
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子
12 番 高着 土良	31 番 森 洋
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ	33 番 徳田 清則
15 番 田中 学	34 番 日吉 慶一
16 番 鶴川 昌洋	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・ 報告第 1 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・ 報告第 2 号 農地改良届出について
- ・ 報告第 3 号 農地法第4条の規定による届出について
- ・ 議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・ 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権の移転）について
- ・ 議案第 3 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・ 議案第 4 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 5 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 7 号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 高 岩 浩 司

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

係 長 高 岩 浩 司

事務吏員 松 尾 康 年

事務吏員 河 辺 義 弘

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

(開 会 1 3 : 3 0)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成29年第1回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日の欠席者はございません。従いまして、ただ今の出席委員は37名であります。よって
委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に1番小林委員、2番松尾委員
を指名いたしますので、よろしくお願いします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題としま
す。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺)1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。3頁まで計17件ございます。以上、
報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので採決は行いません。本件について、
質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます
- 事務局 (松尾)4頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当委員の報告を求めます。4番山崎委員。
- 4 番 (山崎)周辺より土地が低く排水が悪いため県道並に地上げを行い、田を畑として利用する
ものです。作付けは野菜の計画です。排水については既存の水路を利用されます。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」を議題とします。事務局の説
明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾)5頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件でございます。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の報告を求めます。22番
田子森委員。
- 2 2 番 (田子森委員)本件について説明します。耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫を建築す
るものです。用途地域は農用地区域外、農地区分は第2種農地です。以上、報告いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、異議なし。
- 議 長 なければ、次に、報告番号2番について、担当委員の報告を求めます。27番穴見森委員。
- 2 7 番 (穴見委員)耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫を建築するもので倉庫面積は90㎡で
す。用途区分は農用地区域外、農地区分は第1種農地です。以上報告いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。1番委員。
- 1 番 (小林委員)この届出は、届出の受付で完了でしょう。
- 事務局 (松尾)転用届出書につきましては、届出の受付です。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

全委員 質問、異議なし。

議 長 次に、議案第 1 号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （河辺）6 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。

担当課 （内田）詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第 1 号は承認といたします。

次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画（利用権の移転）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （河辺）9 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 それでは、審議番号 1 番について、担当課の説明を求めますが、申請内容について審議番号 1 番から 5 番までは移転をする者、受ける者が同一(どういつ)であり関連がございますので一括(いっかつ)にて説明をお願いします。ただし、審議、採決については審議番号ごとにいたします。

担当課 （内田）審議番号 1 番について議案朗読により説明。利用権の移転を行う者、受ける者は親子です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当課の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。

議 長 次に、審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認といたします。

議 長 次に、審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認といたします。

議 長 次に、審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 4 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

議 長 次に、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。

事務局 （寺岡）11頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。7番井上委員あっせん委員の推薦をお願いします。

7番 （井上委員）10番釜堀員と22番田子森委員にお願いしたいと思います。

議 長 10番釜堀委員よろしいですか。

10番 （釜堀委員）はい、了解いたしました。

議 長 22番田子森委員よろしいですか。

22番 （田子森委員）はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に7番井上委員、10番釜堀員、22番田子森委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は18番樋口委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

18番 （樋口委員）19番橋本委員にお願いしたいと思います。

議 長 19番橋本委員よろしいですか。

19番 （橋本委員）はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に18番樋口委員、19番橋本委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は19番橋本委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

19番 （橋本委員）18番樋口委員にお願いしたいと思います。

議 長 18番樋口委員よろしいですか。

18番 （樋口委員）はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に18番樋口委員、19番橋本委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担

当委員は 16 番鶴川委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

16 番 議 長 （鶴川委員） 11 番徳永委員と 26 番西川にお願いしたいと思います。

11 番 議 長 11 番徳永委員よろしいですか。

26 番 議 長 （徳永委員）はい、了解いたしました。

26 番 議 長 26 番西川委員よろしいですか。

議 長 （西川委員）はい、了解いたしました。

それでは、審議番号 4 番のあっせん委員に 11 番徳永委員、16 番鶴川委員、26 番西川委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （河辺） 12 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。14 頁まで 9 件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。12 番高着委員。

12 番 議 長 （高着委員）審議番号 1 番について説明します。譲渡し人が仕事の関係にて他県へ転居したことで離農しているため、隣接地耕作者である譲受人と合意による。今回の売買となっております。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。

次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。5 番後藤委員。

5 番 議 長 （後藤委員）内容につきましては、譲受人から所有地の現況に合わせるための要望があり譲渡し人との間で贈与によることで話がついたので今回の申請となっております。農地法第 3 条第 2 項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番を許可といたします。次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。18 番樋口委員。

18 番 議 長 （樋口委員）審議番号 3 番について説明します。譲受人と譲渡し人は親戚関係であり譲渡し人から申請地まで距離があるため耕作不便との事で譲受人が買い受けて耕作をすることで今回の申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は許可といたします。

次に、審議番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。19 番橋本委員。

19 番 議 長 （橋本委員）審議番号 4 番について説明します。譲受人の経営規模拡大によるものと譲渡人

が他県在住のため離農によるものです。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号5番について説明します。理由は、経営拡大と譲渡し人が他県在住のため離農によるためであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。

17番 (大山委員) 審議番号6番について説明します。申請については、親子間での贈与になっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。

17番 (大山委員) 審議番号7番について説明します。譲渡し人と譲受人は親戚関係であります。理由は、道路改良工事に伴い名義が違うことが分かったための名義人の回復登記です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。16番鶴川委員。

16番 (鶴川委員) 審議番号8番について説明します。譲渡し人が市外居住のため耕作不便であり今回、規模拡大を計画していた譲受人との売買によることで話がまとまったためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。

次に、審議番号 9 番について、担当委員の説明を求めます。14 番古川委員。

14 番

（古川委員）審議番号 9 番について説明します。譲渡し人の規模縮小にともない申請地を利用した方が耕作の利便性もあがり規模拡大にもつながるため譲受人との間で話がまとまったためです。契約方法は売買。何ら問題はないと思います。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長
全委員
議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。

異議なし。

異議がないようですので、審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号 9 番は許可といたします。

ここで、休憩いたします。

〈休憩 14：15～14：30〉

議 長

それでは、会議を再開いたします。次に、議案第 5 号及び第 6 号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。

事務局

（松尾）議案第 5 号及び第 6 号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。（ビデオ放映）

議 長

それでは、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

（松尾）15 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2 件ございます。ご審議方よろしく願います。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。33 番徳田委員。

33 番

（徳田委員）審議番号 1 番について説明します。理由は、駐車場を整備して隣接するコンビニエンスストアに貸し、賃料収入を得るためです。農地法の運用について、市役所から 1km（宅地率 40%以上）以内の農地 に該当。農用地区域外、第 2 種農地です。雨水排水は既存の水路に流すそうです。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議 長
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。

次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。14 番古川委員。

14 番

（古川委員）審議番号 2 番について説明します。転用目的は貸家住宅、理由は、現在、子どもの家族 5 人がアパート住まいで狭くなったため、貸家を建築して子の住宅として貸すものです。農地法の運用について、高速道の出入口から 300m 以内の農地 に該当。農用地区域外、第 3 種農地です。生活排水は合併浄化槽による処理。排水は既存施設へながします。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議 長

担当委員の説明が終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認といたします。 次に、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	（松尾） 16 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。 17 頁まで 4 件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。 28 番宮本委員。
28 番	（宮本委員） 審議番号 1 番について説明します。転用の目的、貸太陽光発電設備用地。もともとは樹園地で果樹を作られていましたが譲受人に売却するものです。譲受人は太陽光発電設備用地を整備して発電会社に貸すことによって、賃料収入を得るものです。外周にはフェンスを設置し排水は既存のまま使用されるそうです。農地法の運用について、その他の農地に該当。農用地区域外、第 2 種農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長	担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。 次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。 5 番後藤委員。
5 番	（後藤委員） 審議番号 2 番について説明します。理由は、現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。生活排水は公共下水へ雨水排水は既存の水路に流すそうです。農地法の運用について用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第 3 種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長	担当委員の説明が終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認といたします。 次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。 5 番後藤委員。
5 番	（後藤委員） 審議番号 3 番について説明します。転用の目的、自己用住宅です。理由については現在、借家住まいのため、売買により自己用住宅を建築するものです。現状に砂利がありましたので始末書が添付されています。農地法の運用について、10ha 以上の一団の農地集落接続に該当。第 1 種農地です。生活排水は公共下水へ流すそうです。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長	担当委員の説明が終わりました。審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認といたします。

次に、審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。１６番鶴川委員。

１６番

（鶴川委員）審議番号４番について説明します。転用理由は現在、妻の実家に夫婦・子３人で同居のため、申請地を購入し自己用住宅を建築するものです。農地法の運用について１０ha以上の一団の農地、集落接続に該当します。生活排水については公共下水へ流します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明が終わりました。審議番号４番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号４番は承認といたします。

次に、議案第７号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号１番についても続けてお願ひします。事務局。

事務局

（寺岡）１８頁をお願ひします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号１番について、あっせん委員の補足説明を求めます。２０番羽野委員。

２０番

（羽野委員）ありません。

議 長

２２番田子森委員。

２２番

（田子森委員）ありません。

議 長

３１番森委員。

３１番

（森委員）ありません。

議 長

審議番号１番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。

次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

（寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号２番について、あっせん委員の補足説明を求めます。２番松尾委員。

２ 番

（松尾委員）ありません。

議 長

２４番原田森委員。

２４番

（原田委員）ありません。

議 長

３２番和佐野委員。

３２番

（和佐野委員）ありません。

議 長

審議番号２番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。

次に、審議番号３番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

（寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号３番について、あっせん委員の補足説明を求めます。２番松尾委員。

2 番 (松尾委員) ありません。
 議 長 2 4 番原田森委員。
 2 4 番 (原田委員) ありません。
 議 長 3 2 番和佐野委員。
 3 2 番 (和佐野委員) ありません。
 議 長 審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
 す。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認といたします。
 次に、審議番号 4 番について、事務局の説明を求めます。事務局。
 事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 4 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
 1 8 番樋口委員。
 1 8 番 (樋口委員) ありません。
 議 長 1 9 番橋本委員。
 1 9 番 (橋本委員) ありません。
 議 長 審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号 4 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
 す。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号 4 番は承認といたします。
 次に、審議番号 5 番について、事務局の説明を求めます。事務局。
 事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 5 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
 1 3 番矢野委員。
 1 3 番 (矢野委員) ありません。
 議 長 2 5 番石井委員。
 2 5 番 (石井委員) ありません。
 議 長 3 2 番和佐野委員。
 2 6 番 (西川委員) ありません。
 議 長 審議番号 5 番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号 5 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
 す。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号 5 番は承認といたします。次に、審議番号 6 番について、事務局
 の説明を求めます。事務局。
 事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 6 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
 1 4 番古川委員。
 1 4 番 (古川委員) ありません。
 議 長 2 1 番伊藤委員。
 2 1 番 (伊藤委員) ありません。

議 長 審議番号 6 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 6 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 6 番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15 : 02)